

AMS山梨青年部の活動について

正副部長会議

- ◇日 時 9月27日（月）19:30～21:30
◇場 所 振興会 会議室・オンライン（Zoom）
◇出席者 小松部長、大久保、小鳥居、渡邊副部長、大木監事、川嶋代表（青年中央会）
輿石委員長（特別委員会）
◇審議内容 1) 各委員会で話し合った内容など
2) リモートで出来ること・出来ないこと
3) 今年度やらなければならぬこと
4) その他

=お知らせ=

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」9月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
サトー自動車	1019	甲府西	前沢自動車工業	749	南アルプス北
三友自動車工業（有）	15	甲府南	八田自動車整備工場	760	南アルプス北
（有）アユザワ自動車	127	甲府南	（有）花輪	331	市川
（株）キリン自動車	411	甲府南	河野自動車整備工場	963	市川
（有）大久保自動車工業	983	甲府南	御坂自動車修理工場	165	東八
青木自動車商会	407	甲府北	石川自動車整備工場	377	東八
東洋モータース（株）	972	甲府北	雨宮自動車整備工場	790	東八
末木モータース	431	峠北	小澤自動車工業	931	東八
（有）輿石自動車工業	665	韮崎	長田自動車整備工場	941	東八
清水自動車工業	1052	韮崎	（株）田辺自動車	113	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	福田オート	447	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	塩山車検センター協同組合	987	塩山
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	羽中田自動車工場	162	岳麓
（有）山口自動車	115	南アルプス北	杉林モータース	786	都留
（株）高野	725	南アルプス北	宝オートサービス	1140	都留

令和3年度「点検整備推進Webキャンペーン」実施について

9月、10月の2ヶ月間を重点期間として全国的に展開される「自動車点検整備推進運動」にあわせて、「点検整備推進Webキャンペーン」を下記の通り実施しています。

記

- ◇目的 汽自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらい、自動車の保守管理意識の高揚を図る。
- ◇期間 令和3年10月1日（金）～10月31日（日）
- ◇主催 一般社団法人山梨県自動車整備振興会
山梨県自動車整備商工組合
- ◇後援 関東運輸局山梨運輸支局
- ◇実施方法
- ・ウェブサイトを活用したユーザー参加型の広報活動を展開し入庫促進を図る。
 - ・日整連作成のチラシ「鈴木さんと佐藤くんのもっと！知って納得！安心車検！」を読んでいただき、定期点検整備の重要性を訴求する。
 - ・山梨県在住の方を対象にチラシの内容に関するクイズに正解することで、豪華賞品が当たる抽選に応募できるキャンペーンを実施。
 - ・キャンペーン特設Webサイトを設置しキャンペーンの詳細を掲載。
- ◇告知方法 新聞広告 Web広告（Yahoo!／YouTube等）
- ◇応募方法 クイズの解答はWebによる応募、お問い合わせについてはメールにより受付。

山梨県在住の方限定 クイズに正解して **豪華賞品!** を当てよう!

点検整備推進キャンペーン
『どこ行こう その日のために マイカー点検』

応募期間: 2021年10月1日(金)～10月31日(日)

Wチャンス! 50名様
オリジナルデザインQuoカード 1,000円分

A賞 | 2名様
Nintendo Switch

B賞 | 20名様
カタログギフト 5,000円分

C賞 | 50名様
5,000円割引
車検・定期点検
5,000円割引
クーポン

Nintendo Switchのロゴ。
Nintendo Switchは任天堂の商標です。

応募方法

- 車検についてのマンガを読もう!
- 応募フォームにアクセスし、
クイズに正解しよう!

ご応募くださった個人情報はプレゼント当選時の連絡・発送業務に利用させていただきます。
当選の場合は入力した住所にプレゼントが届きます。
※当選者の発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

(一社)山梨県自動車整備振興会 TEL:055-262-4422

応募は下の
2次元コード
から!



10月2日（土）山梨日日新聞掲載

令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る 点検の対象となる警告灯について

自動車点検基準の一部改正（令和2年2月6日公布）に伴い、本年10月1日より、1年ごとの法定定期点検に「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検項目が追加されることはご承知のとおりですが、今般、一般社団法人日本自動車工業会（自工会）より、保安基準で定められた警告灯（自動車メーカー共通）に加え、自動車メーカーにより意匠が異なる「自動命令型操舵機能」、「衝突被害軽減制動制御装置」の警告灯（例）の提供がありましたのでお知らせします。

令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る 点検の対象となる警告灯について

自動車※の定期点検基準の点検項目について、令和3年10月1日より、「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」が追加され、1年ごとに点検することが義務化されます。

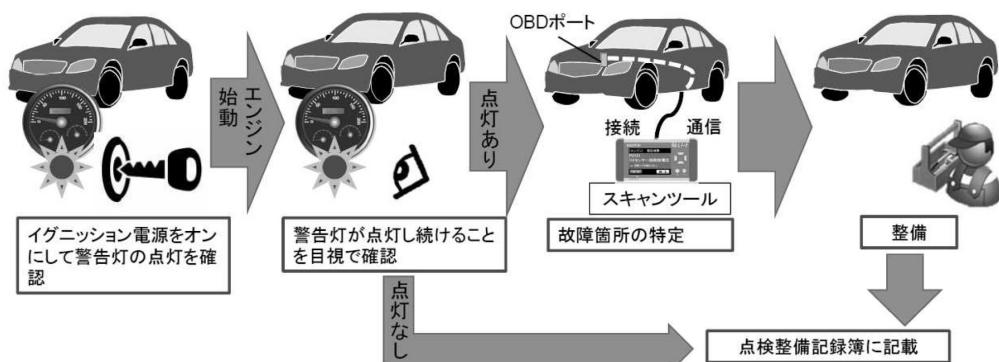
（※OBDの診断結果の点検項目追加については、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外）

点検の実施方法としては、警告灯を確認、もしくはスキャンツールを用いて確認する方法で行いますが、警告灯の意匠は、自動車メーカー共通の意匠と、一部の意匠については各社によって異なるものがあることから、警告灯一覧を掲載しましたので、点検整備の際にご活用ください。

■点検の対象となる装置

点検の対象は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステム、エアバッグ、自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置及び自動運行装置となります。

【警告灯を確認する方法での点検整備の流れ】



出典：国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001332203.pdf>)

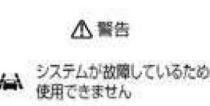
■参考資料

【保安基準で定められた警告灯】（自動車メーカー共通の警告灯）



詳細はサービスマニュアルまたは、取扱説明書を参照

【自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置の警告灯(例)】(自動車メーカーによって異なる警告灯)

	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ	日産
自動命令型操舵機能	マルチディスプレイ 	または 	マルチインフォメーションディスプレイ 			アシストディスプレイ表示 △警告 
衝突被害軽減制動制御装置						および アシストディスプレイ表示 △警告 

	日野	ふそう	ホンダ	マツダ	三菱	UD
自動命令型操舵機能	なし	LCD表示 (大型トラック) 	LKAS または 	下記4種    	マルチインフォメーションディスプレイ表示 △警告 	なし
衝突被害軽減制動制御装置	 小型トラック以外 	 または 	 または 		警告灯 および マルチインフォメーションディスプレイ表示 	警告灯  マルチディスプレイ表示 <赤色> 

詳細はサービスマニュアル※または、取扱説明書を参照
※OEM車両の警告灯は供給元メーカーを参照

自動車点検基準の一部改正に係る点検について 「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」の追加

4ページ掲載の「令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る点検の対象となる警告灯について」の内容のとおり、自動車点検基準の一部が改正され、大型特殊自動車、被牽引自動車及び小型二輪自動車を除く自動車を対象として令和3年10月1日から「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」が追加されて1年(12ヶ月)ごとに点検することが義務化されます。

これに伴い、令和3年10月1日以降は、お手持ちの記録簿(使用途中の記録簿綴り)を引き続き使用する場合、「その他の点検・整備項目等」の欄に「OBDの診断の結果」を追記し、対象車両につきましては、点検を行って下記の記載例を参考に記録簿を記載してください。

〈持込車検用記録簿〉

〈指定整備記録簿〉

◆点検の対象となる車両

以下に掲載されている識別表示(警告灯)を備えるすべての自動車
(但し、大型特殊自動車、被牽引自動車及び小型二輪自動車を除く)

【参考: 診断対象となる識別表示(警告灯)の例】



※自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置及び自動運行装置に係る識別表示(警告灯)の対象車種は国土交通省HPに掲載されている自動車で、自動車メーカー等の作成する整備要領書等を確認する

◆点検の方法

【スキャンツールを用いる場合】

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続して診断の結果を読み取ることにより点検する。

【識別表示を用いる場合】

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示(参考)が点灯又は点滅し続けないかを目視により点検する。

但し、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合は、その方法により点検する。

◆整備の実施方法

点検の対象となる警告灯が点灯又は点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなる恐れがある作業については自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

◇点検実施結果及び整備作業実施結果の記載例

記載例 1: 点検の結果、良好であった場合

記載例2:OBDの診断の結果を点検し、衝突被害軽減制動制御装置のカメラを交換し、エーミング作業を行った場合 その他の点検項目等(特殊な装置)・交換部品

その他の点検項目等(特殊な装置)・交換部品
OBDの診断の結果 注 ×
衝突被害軽減制動装置のカメラ 注 A
エーミング作業

記載例3:OBDの診断の結果を点検し、衝突被害軽減制動制御装置のカメラのボルトを増し締めし、エーミング作業を行った場合

令和5年用点検整備済ステッカー貼付のお知らせ

令和4年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、令和5年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

11月末より販売予定の令和5年用ステッカーは、整備事業者等が前面ガラスに貼付できる期間は、令和5年9月30日までと指定されておりますので、購入時にはご注意下さい。

また、点検整備済みステッカーの出納等については、今後も厳正な管理をお願いいたします。

参考 「令和5年用点検整備済ステッカー」は、令和4年1月1日以降に自家用乗用車、令和4年

7月1日以降に自家用貨物車、令和4年10月1日以降に事業用貨物車等に貼付します
が、詳細は自動車点検基準をご参照下さい。

携帯メールを利用した情報配信サービスをご利用ください

現在振興会・商工組合からの情報は、会報とホームページで提供しておりますが、会員の皆様の携帯電話へメールで、研修・講習などの日程やその他お知らせを配信するサービスを開始しました。

「受講を忘れていた」や「受講日を知らなかった」などを防げるサービスです。

お申し込みは、次のとおり簡単でスピード一発登録できますので、是非ご利用下さい。

なお、ガラケー・スマートフォン、どちらでもご利用できます。

登録の手順

①携帯電話から下のQRコードを読み取るとメール作成画面に切り替わり、宛先に空メール用のメールアドレスが自動的に挿入されます。そのアドレスに空メールを送信します。

②本登録用アドレスが記載されたメールが返ってきますので、本登録用アドレスにアクセスし必要事項を入力して登録します。

③登録が完了しサーバーにリスト化され、登録完了メールが届きます。

登録完了メール以降、随時、携帯電話へ各種情報がメール配信されます。
(タイトルが表示されない機種もあります。)

※なお、メールが届かない場合は、携帯電話のメール受信設定等をご確認下さい。

(例：迷惑メールフィルター・メール拒否設定など)

配信情報の例

1. 整備主任者（法令）研修
2. 整備主任者（技術）研修
3. 検査員研修
4. 検査員教習
5. 技術講習所案内
6. 各種研修会（スキャンツール・ウインチ運転者・ハイブリッド・EV車整備）
7. ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供
8. 商工組合商品



第51回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

標記「整備需要等の動向調査」の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6ヶ月間における業績及び向こう6ヶ月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

2. 調査時期及び調査地区

- ・調査時期：令和3年7月
- ・調査地区：全国

3. 調査対象及び回収数

- | | |
|-------------|-----------|
| ・調査対象：専業の認証 | (回収数 250) |
| ：専業の指定 | (回収数 412) |
| ：ディーラーの指定 | (回収数 317) |
| | 回収合計 979 |

4. 調査結果の概要

1. 本期(令和3年1月～6月期)は令和3年7月時点の調査であり、経済指標は次の通り

○GDP成長率(四半期別、1次速報値、R3.8.16 内閣府発表)

- ・実質GDP成長率は、1～3ヶ月期が▲0.9%、4～6ヶ月期が+0.3%
- ・名目GDP成長率は、1～3ヶ月期が▲1.0%、4～6ヶ月期が+0.1%

○家計調査(総世帯、令和3年第1～2四半期、対前年同期比)

- | | |
|----------------------------|------------|
| 消費支出(家計全体) · · · · · · · · | + 2. 0 % |
| 自動車等部品・関連用品 · · · · · · | + 1 3. 0 % |
| 自動車整備費 · · · · · · · · | + 6. 0 % |

○景気動向指数(CI一致指数)

「下げ止まり」(R2.8～12)→「上方への局面変化」(R3.1～2)→「改善」(R3.3～6)

2. 本期の総整備売上高DI、総入庫台数DIはいずれも2期連続で改善、上げ幅は最大

○本期の総整備売上高DIはプラス2.2となり、前回のマイナス37.9から、40.1ポイントと大幅に上昇した。

総整備売上高DIがプラスに転じたのは平成29年7月以来4年ぶりで、上げ幅は過去最大である。一方、総入庫台数DIはマイナス3.5となり、前回のマイナス42.7から39.2ポイント上昇、こちらも過去最大の上げ幅となった。

○総整備売上高DI、総入庫台数DIとも全業態で上昇しているが、中でもディーラーの伸びが著しく、両DIとも唯一プラスに転じている。

○令和3年1～6月の継続検査台数(登録車+軽自動車)が前年同期比で7.3%増加したこと、自動車整備費や自動車等部品・関連用品への家計支出額が増加したこと(総務省家計調査)などが、総整備売上高DIや総入庫台数DIの改善につながったものと考えられる。令和3年1月に2回目となる緊急事態宣言が発令されたが、適用地域が最大11都府県であったこと、自肃要請対象となる業種が絞り込まれていたことなどから、影響は限定的であったと思われる。

3. 来期(令和3年7月～12月)の業績予想は、総整備売上高DI、総入庫台数DIはいずれも上昇

○来期の予想総整備売上高DIはマイナス16.3となり、前回のマイナス38.9から、22.6ポイント上昇した。

一方、予想総入庫台数DIは、マイナス17.9となり、前回のマイナス42.0から、24.1ポイント上昇した。

○いずれの業態も、予想総整備売上高DI、予想総入庫台数DIの改善が予想され、業態間における上げ

幅のバラツキが少ないのが特徴である。

4. 整備業界全体の景況感DIは2期連続で改善、調査開始以来最良

業界全体の景況感DIは、前回調査よりも20.8ポイント改善してマイナス43.0となった。但し、「最良」とはいえ依然マイナス圏内にあり、専業の半数以上は「景気が悪い」と感じている。

5. 整備士の過不足DIはマイナス57.0、募集経路はハローワークが最多

令和3年6月末における整備士(労働力)の過不足DIはマイナス57.0、業態別ではディーラーの不足感が強い。一方、今期中に整備士の求人募集を実際に行った事業場は52.4%、業態別では、不足感を強く感じているディーラーの募集実績が高くなっている。

募集経路は、ハローワークが38.3%と最も多く、複数経路を併用している事業場もある。

令和3年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。

また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
東 八	令和4年 1月 18日(火)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
東 八	1月 19日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
東 八	1月 21日(金)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
甲 府 東	1月 26日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
南巨摩南	2月 2日(水)	各 事 業 場 巡 回	10:00～16:00
上 野 原	2月 16日(水)	各 事 業 場 巡 回	10:30～15:00

OBD検査の概要について

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、下図のスケジュール及び流れで自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査（OBD検査）を開始することとしております。

■OBD検査関係のスケジュール及び対象車両等

(2020.11.04)

	2021年10月	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
必要な情報管理に関する実費 納付対象車両						
大型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く 検査対象自動車（軽自動車を含む） 【注1】 400円を自動車機関へ納付	必要な情報管理 に関する実費 徴収開始					
OBD検査対象車両 国産車：2021年10月以降の新型車 （乗用車、バス、トラック） 輸入車：2022年10月以降の新型車 （乗用車、バス、トラック）	OBD検査 プレテスト開始 【注2】			OBD検査開始		
					OBD検査開始	
						OBD検査開始

【注1】納付対象車両はOBD検査の対象・対象外にかかわらず、大型特殊自動車及び二輪車を除く検査対象自動車（軽自動車を含む）となっている。

言い換えると、自動車検査証の自動車の種別が普通、小型（二輪を除く）、軽自動車の検査対象自動車が納付対象となる。

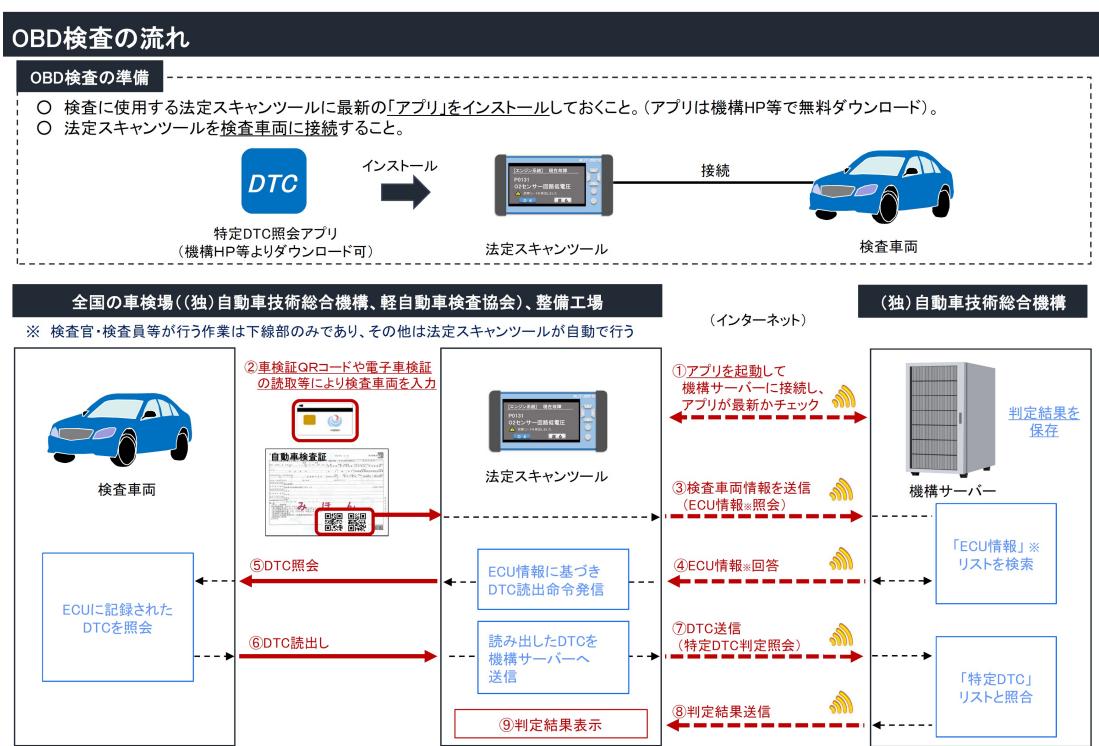
なお、ここでいう「検査対象自動車」とはOBD検査対象ではなく「新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査の対象自動車（軽自動車を含む）」を示す。

【注2】プレテストにおいて、OBD検査の対象となる装置の特定DTCが検出された場合においても検査不合格とはならない。

【OBD検査の対象となる装置】

- ①運転支援装置
 - ・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
 - ・自動命令型操舵機能（レーンキープ）等
- ②自動運行装置
- ③排ガス関係装置

【参考】日整連支部による継続検査OSS申請時の自動車機関への「必要な情報管理に関する実費・400円」の納付方法は、現状、国へ検査手数料等を納付する手段として採用しているダイレクト納付方式が利用できないため、現在、代替方式を自動車機関と調整中となります。



自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

国土交通省及び独立行政法人自動車技術総合機構より、令和3年10月1日より以下の通り自動車の検査の際に支払う法定手数料が変更となる旨、通知がありましたのでお知らせします。

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

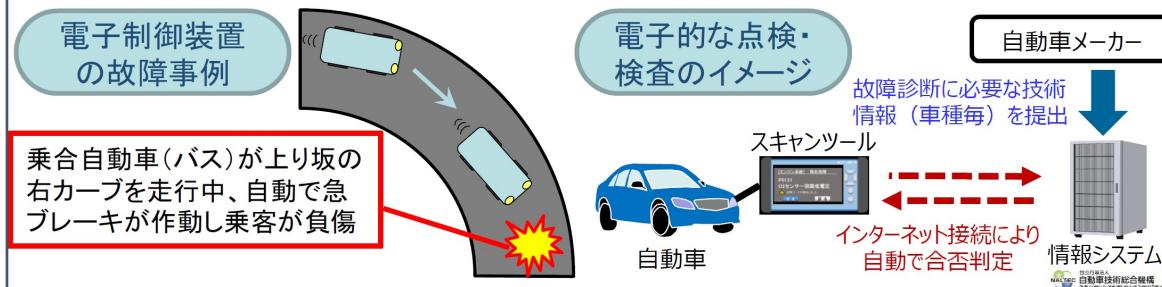
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しあげている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくとも負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



国土交通省



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200 円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100 円
	小型自動車(二輪)		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	–	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	(oss)1,000円	1,200 円	–	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		–	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	–	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	–	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	–	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500 円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400 円
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	–	1,400 円		400 円	1,800 円
完成検査終了証の提出	普通自動車	(oss)1,000円	–	1,200 円	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		–	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	–	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	–	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	–	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造変更等検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

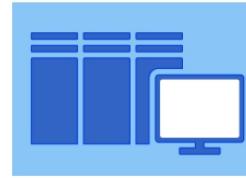
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車台番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）



CONTENTS

- プロフィール
- 自動車整備士ご希望の方へ
- 希望ナンバー制度について
- マイカー買取点検
- 「車検」と「定期点検」何が違うの?
- 整備工場の良い車検って、なん?
- 定期点検回数はどんなタイミングで何をするの?
- あなたの車検は?
- お近くの整備工場

お知らせ

2020.11.30 ひき逃げ撲滅に対する協力依頼について (82.11.24 中央市内 市道)

2020.11.30 ひき逃げ撲滅に対する協力依頼について (82.11.16 甲府市内 市道)

2020.11.27 新型コロナウイルス感染症に対する施設における一層の対策化について

2020.11.25 ひき逃げ撲滅に対する協力依頼について (82.11.25 甲府市内 市道)

2020.11.25 あて逃げ撲滅に対する協力依頼について (82.11.19 東アルプス市内 市道)

2020.11.24 来年2月までの各種の製造制度、イベント等における感染症防止ガイドライン遵守画面に向けた取組等について

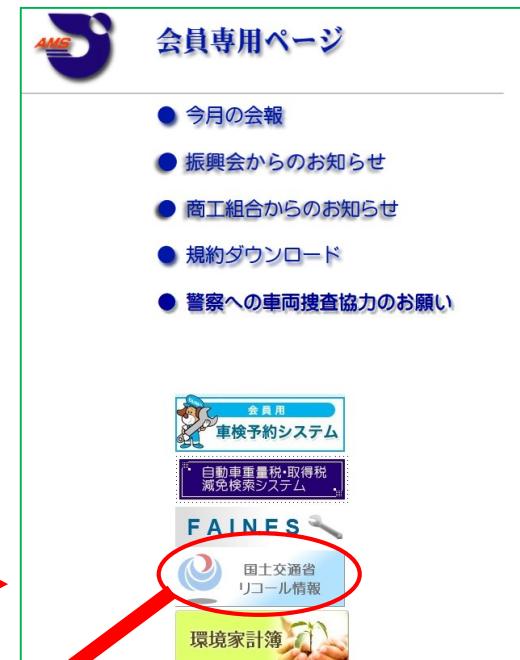
2020.11.20 工程依頼の適正化について

2020.11.19 基本な運転における感染症防止対策の実施について【新型コロナウイルス感染】

2020.11.18 HAPPY BIRTHDAY!!

2020.11.17

2020.11.16 多摩の省エネルギーのご協力のお詫び



会員専用ページ

- 今日の会報
- 振興会からのお知らせ
- 商工組合からのお知らせ
- 規約ダウンロード
- 警察への車両検査協力のお願い

会員用 車検予約システム

自動車重量税・取得税
減免検索システム

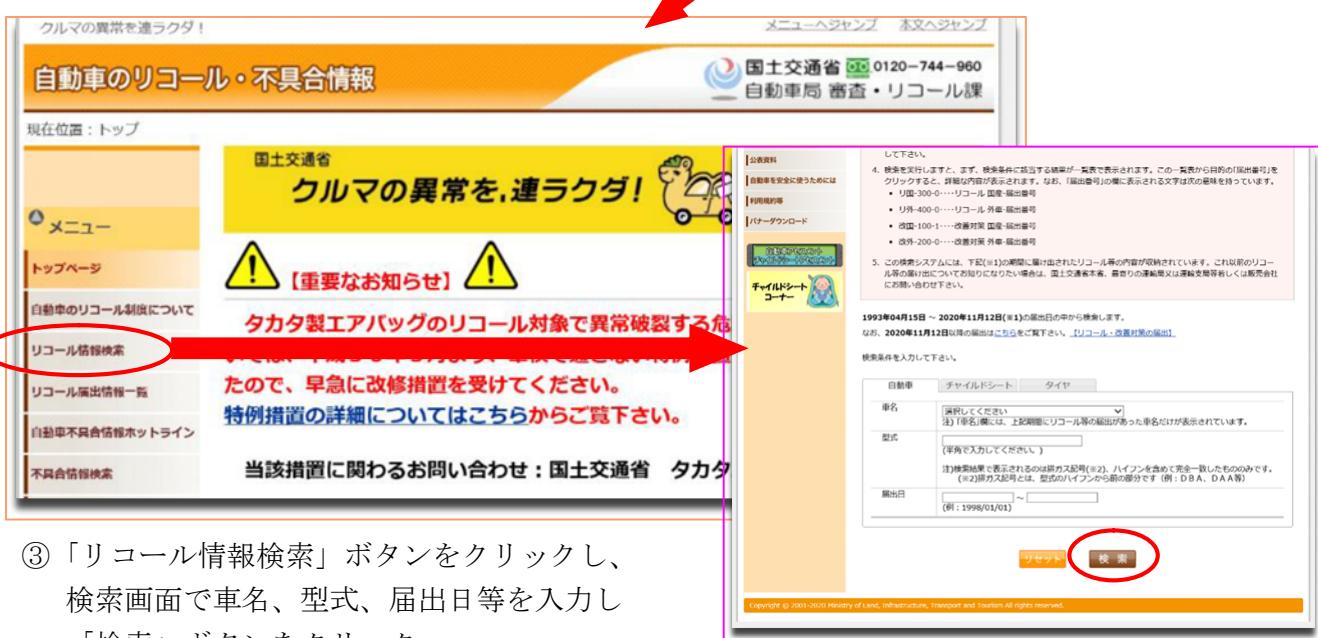
FAINES

国土交通省
リコール情報

環境家計簿

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskai in)

②「国土交通省リコール情報」
ボタンをクリック



自動車のリコール・不具合情報

現在位置: トップ

国土交通省 0120-744-960
自動車局 審査・リコール課

クルマの異常を連ラクダ!

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危
たので、早急に改修措置を受けてください。
特例措置の詳細についてはこちらからご覧下さい。

当該措置に関するお問い合わせ: 国土交通省 タカタ

リコール情報検索

リコール届出情報一覧

自動車不具合情報ホットライン

不具合情報検索

メニューハンズ

本文ハンズ

リコール情報検索

車名: チャイルドシート
型式: タイヤ
届出日: 1998/01/01 ~

検索

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し
「検索」ボタンをクリック



日本自動車整備振興会連合会

HOME サイトマップ ENGLISH

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

マイカーをお持ちの方向け

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

イベントの予定表はこちら

名称 &Ucar®契約（アンドユーカー契約）

OTHER SERVICE

自動車重量税等の減免について

次回自動車重量税額照会サービス

日整連チャンネルで動画の配信開始 YouTubeで公開中

リコール情報検索

特定技能評価試験 Specified skills evaluation test

お知らせ一覧 本サイトのご利用について 個人情報等の取り扱いについて

Copyright © Japan Automobile Service Promotion Association.

②「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車台番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック



車両リコール状況確認

メーカーを選択し車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

検索する

令和3年度下半期整備管理者選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から通知がありましたので、お知らせします。

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと)
事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車)	1台以上 5台以上
自家用	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上 5台以上
レンタカー	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上) <input type="radio"/> その他の自動車	1台以上 5台以上 10台以上
貨物軽自動車運送事業用自動車	<input type="radio"/> 軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上

3. 実施日

- (第1回) 令和3年 10月 8日 (金)
- (第2回) 令和3年 10月 11日 (月)
- (第3回) 令和3年 11月 10日 (水)
- (第4回) 令和4年 1月 18日 (火)
- (第5回) 令和4年 1月 19日 (水)
- (第6回) 令和4年 2月 16日 (水)
- (第7回) 令和4年 3月 16日 (水)

※ 新型コロナウイルスの影響により開催が中止になる可能性があります。

4. 時間（各実施日共通）

受付時間 13:00～13:30 研修時間 13:30～15:40

5. 会場

山梨運輸支局 2階会議室（定員 13名）（山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9）

6. 受講対象者

整備管理者として選任を予定されている方。

山梨県在住または在勤の方に限る。

（県内限定の解除をした場合は支局HPでお知らせします。）

また、過去2週間以内に発熱や風邪症状や服薬等がないこと。

研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。

※次の条件の方は受講する必要がありません。

・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。

・自動車整備士の資格をお持ちの方。

7. 申込方法

研修実施日の1週間前まで（必着）に「整備管理者選任前研修受講申込書」（山梨運輸支局HP）を作成の上、下記の申込先へFAXして下さい。

（※当日の申し込みは受理できません。）

なお、定員を超えた場合は、受講日変更の通知を致します。

8. 申込先 山梨運輸支局 保安担当 FAX 055-263-1418

（TEL 055-261-0882）

9. 受講料 無料

10. 携行品 ①運転免許証等本人確認ができるもの

②筆記用具

11. その他 ①研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。

②研修中はマスク着用をお願いします。

③窓を開放して研修を開催するため熱中症又は防寒対策をお願いします。

④指示に従わない場合は受講をお断りさせて頂く場合があります。

※ 山梨運輸支局ホームページ（整備管理者関係）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanasi/seibi_about.html